

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令案
に関する意見募集の結果について

令和7年11月21日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令案について、令和7年9月26日（金）から同年10月25日（土）まで御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する考え方
1	<p>＞ 2. 政令の概要</p> <p>＞ ○ 改正内容は以下のとおり。</p> <p>＞ 1 …手数料の額を規定するとともに、手数料を免除することができる者を規定する。</p> <p>＞ 2 上記のほか、改正法の施行に伴う所要の改正を行う。</p> <p>と書いてあるだけで、手数料の額をいくりに規定するのも、手数料を免除することができる者が誰なのかも書いていない。それじゃ賛成も反対もしようがない。</p>	<p>今回意見公募開始時に公示した概要は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第2項の定める要件を満たすものであると考えています。</p>

下記をおよそ守っていない。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/pdf/ikenkoubo_unyou.pdf

下は引用

総管第 139 号

平成 18 年 3 月 20 日

各府省等官房長等殿

総務省行政管理局長

行政手続法第 6 章に定める意見公募手続等の運用について

「具体的かつ明確な内容」

「案」は、広く一般の意見を求めるために公示するものであり、提出された意見を踏まえて修正され得ることを当然の前提とするものであるが、一方で、第 39 条第 2 項にいう「具体的かつ明確な内容のもの」であることを踏まえ、命令等制定機関として十分な検討を経て練られたもので、当該案を公示する時点で最終的に命令等において定めようと考えている事項が、「具体的かつ明確」に記載されている必要がある。

これは、何をどのように定めることとしているかが網羅的に明示されている必要があるが、定めようとする事項の一部の例示では足りない。政省令の場合であれば、例えば、条文そのものや新旧対照表、要綱、又は概要等を示すことが想定されるが、定めようとする内容が例

	<p>えば部分的にしか分からないような概括的なものであってはならない。</p> <p>十分な検討を経て練られておらず、「具体的かつ明確な内容」の案ではないものが提示された場合、本法による手続を実施したことにはならない。</p>	
--	---	--

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。